

(仮称) 泉南中央公園用地活用事業
事業概要

令和4年4月28日

泉南市

目次

| | | |
|------|-------------------------|----|
| 1. | 留意事項 | 1 |
| 2. | 背景及び目的 | 1 |
| 3. | 事業概要 | 2 |
| (1) | 事業の名称 | 2 |
| (2) | 事業の対象となる施設 | 2 |
| (3) | 事業予定地 | 2 |
| (4) | 業務の内容 | 2 |
| (5) | 事業方式 | 2 |
| (6) | 事業期間 | 3 |
| (7) | 事業者の収入 | 3 |
| (8) | 事業者が本市へ支払う貸付料 | 4 |
| (9) | 本事業に関する契約等 | 4 |
| (10) | 事業スケジュール | 5 |
| (11) | 事業期間終了時の条件 | 5 |
| 4. | 事業用地の概要 | 6 |
| (1) | 事業用地の位置 | 6 |
| (2) | 事業用地の概要 | 7 |
| 5. | 学校水泳授業の実施に係る要件 | 9 |
| (1) | 民間プール施設の利用に関する要件 | 9 |
| (2) | 水泳指導補助に関する要件 | 14 |
| (3) | 民間プール施設への送迎に関する要件 | 15 |
| 6. | その他の要件 | 16 |
| (1) | 施設整備に係るその他の要件 | 16 |
| (2) | 運営に係るその他の要件（市民利用に関する協力） | 16 |
| 7. | 民間事業者の選定方法 | 17 |
| (1) | 選定方法 | 17 |
| (2) | 選定スケジュール | 17 |

1. 留意事項

本文書に示す内容は、令和3年10月28日に公表した事業概要（案）の改訂版として公表するものである。

2. 背景及び目的

泉南市（以下、「本市」という。）では、市内の小・中学校に設置したプールの老朽化が進み、その維持管理に多額の費用が必要になることや、少子高齢化のなかで小中学校がそれぞれプールを更新し保有し続けることは財政的にも大きな負担となること、また、暑さ指数が高い炎天下の中での水泳授業による熱中症予防の観点からも、市内の小中学校の児童、生徒及び幼稚園の園児たち（以下、「児童等」という。）が、本市が管理運営する屋内プールを共同利用して学校授業を実施するように取組を進めている。

この取組は、本市と阪南市で構成する一部事務組合「泉南清掃事務組合」が管理運営する泉南清掃工場の余熱を利用した温水プール「サンエス温水プール」を利用することを前提に進められ、令和元年度から一部を除く市立の小中学校、幼稚園を対象に、また、令和2年度から市立のすべての小中学校及び幼稚園を対象に水泳の授業を行っている。令和2年度及び3年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急事態宣言の発出等により、水泳の授業を中止せざるを得ない状況となったが、できる限り充実した水泳授業が行われるよう取り組んだ。

このような取組を進めるなかで、学校の水泳授業を行っているサンエス温水プールについては、泉南清掃工場の建替えに伴い、閉鎖される予定となっている。そのため、市内に、小中学校及び幼稚園の水泳授業を実施する新たなプール施設を確保することが、学校水泳授業を継続していくための喫緊の課題となっている。しかしながら、本市の財政は依然として逼迫しており、新たなプール施設の確保やその運営に際し、財政的な負担を最小限とする必要がある。

今回実施を予定している（仮称）泉南中央公園用地活用事業（以下、「本事業」という。）は、このような背景のもと、民間企業の資金、創意工夫、ノウハウを積極的に活用し、財政負担を抑制しながら、質の高い水泳授業の実現を目的に取り組むものであり、市民利用も視野に入れるとともに、学校水泳授業を行うことができる新たなプール施設を民間事業者の独立採算で整備・運営することを求める事業である。また、本事業の実施においては、都市計画決定がなされているものの、整備に長期間要する可能性がある（仮称）泉南中央公園用地を、新たなプール施設の整備予定地として暫定利用することを予定している。

3. 事業概要

本事業の概要について、以下のとおりである。

(1) 事業の名称

(仮称) 泉南中央公園用地活用事業

(2) 事業の対象となる施設

民間施設として整備する屋内温水プール（以下、「民間プール施設」という。）

(3) 事業予定地

大阪府泉南市樽井一丁目 1110 番 3

(4) 業務の内容

本事業は、以下により構成される。

■民間プール施設の整備

■民間プール施設の運営（学校水泳授業に関する業務・市民利用に対する協力業務を除く。
民間事業としての運営）

■学校水泳授業に関する業務

- ・民間プール施設の提供業務
- ・水泳指導補助業務
- ・児童等の送迎業務

■市民利用に対する協力業務

(5) 事業方式

本市は、本事業を実施する事業者に公有財産の貸付を行い、事業者は、民間プール施設を整備し、自ら所有しながら管理運営を行う。事業者は、本市が当該プールにおいて学校水泳授業を行わない時間帯においては、自由に施設を利用することができる。また、本事業は民間事業としての実施を求めるものであり、学校水泳授業で利用する施設以外にも、関連法令や制度を満足する限りにおいて、事業者は任意整備施設を整備できる。

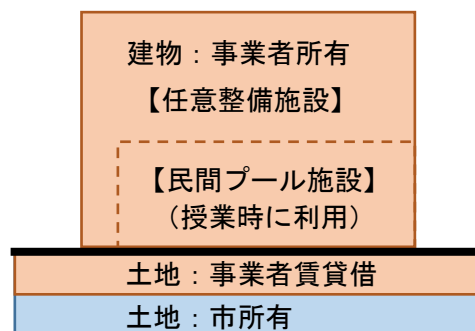


図 3-1 本事業における施設所有形態のイメージ

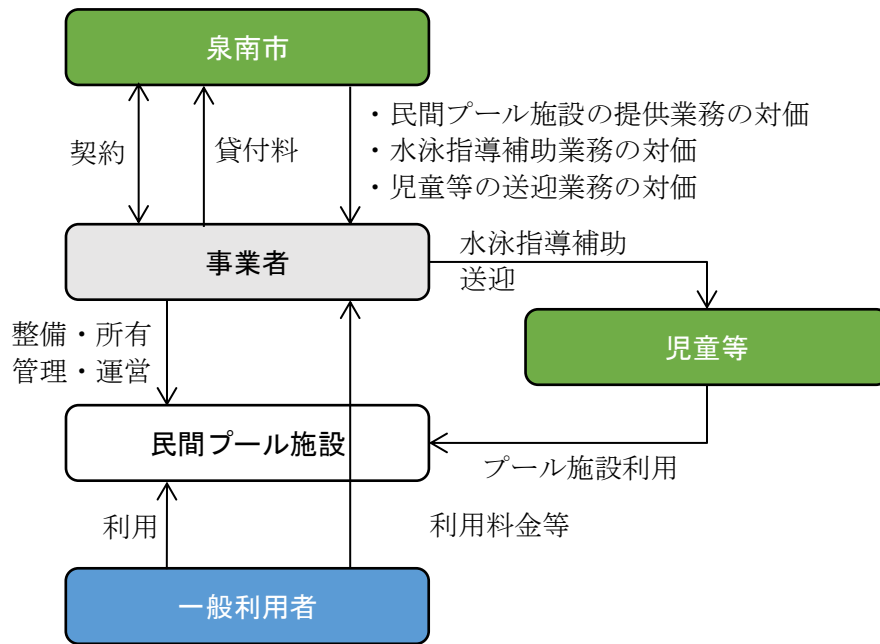


図 3-2 本事業における事業スキームのイメージ

(6) 事業期間

事業期間は、事業期間の終了日を年度末とすることから、契約締結日から 19 年 4 か月以上 29 年 4 か月以下とし、事業者の提案によるものとする。

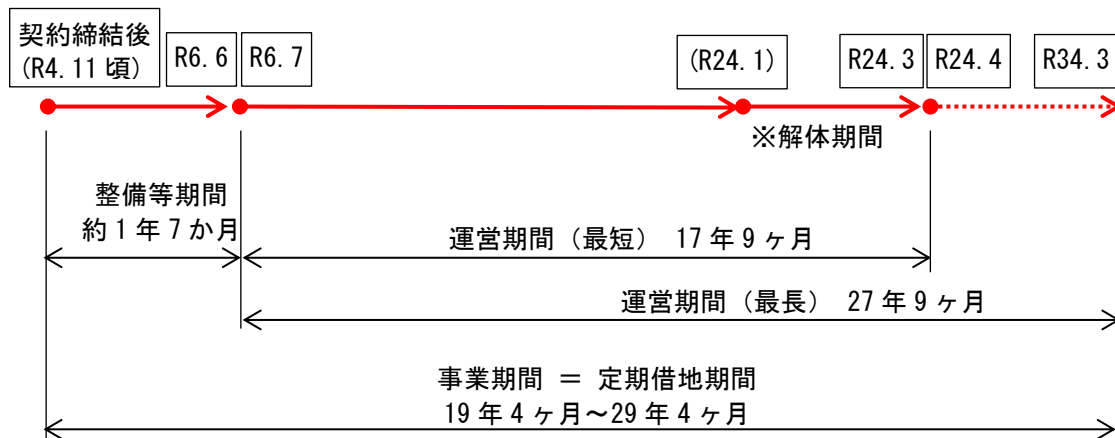


図 3-3 事業期間

(7) 事業者の収入

事業者は、以下の収入を自らの収入として得ることができる。

【市が学校水泳授業の実施に関して支払う対価】

①民間プール施設の提供業務の対価

本市は、民間プール施設を学校水泳授業で利用した時間分(当該年度の総利用時間分)の施設利用の対価を支払う。

施設の維持管理に係る費用、プールの監視や水質管理等の運営に係る費用もこの対価

に含める。

民間プール施設の提供業務の対価の時間あたり単価については、事業者の提案に基づくものとし、物価変動等を踏まえ、見直しの協議を行なうことができる。

②水泳指導補助業務の対価

本市は、水泳授業実施にあたり専門補助指導員による水泳指導の補助を依頼し、専門補助指導員による水泳指導補助業務の対価として、当該年度の延べ利用人数（児童等の人数×授業数）分の指導補助に対する金額を支払う。

水泳指導補助業務の対価の一人一授業あたりの単価については、事業者の提案に基づくものとし、物価変動等を踏まえ、見直しの協議を行なうことができる。

③児童等の送迎業務の対価

本市は、児童等に対する各学校と民間プール施設間の送迎に要する対価として、当該年度の延べ利用人数（児童等の人数×授業数）分の送迎に要する金額を支払う。

児童等の送迎業務の対価の一人一授業あたりの単価については、事業者の提案に基づくものとし、物価変動等を踏まえ、見直しの協議を行なうことができる。

【一般利用者からの収入（学校水泳授業に関する業務・市民利用に対する協力業務を除く、民間事業の収入） ※想定される主なもの】

- ①学校水泳授業以外の時間帯で、利用者が民間プール施設を利用する際の利用料金
- ②民間プール施設を利用するスポーツクラブ等を運営する場合の会費
- ③民間プール施設にて水泳教室や健康増進プログラム等を開催した場合の参加費
- ④民間プール施設内において、自動販売機または売店等を設置し、物品を販売等することにより得られる収入
- ⑤任意整備施設を運営することにより得られる収入

(8) 事業者が本市へ支払う貸付料

公有財産（土地）の貸付料は、泉南市公有財産規則に基づき設定される料率に土地の価額を乗じた金額とする。詳細は募集要項に示す。

なお、貸付ける土地の範囲は、事業者の提案によるものとし、その提案された面積が事業用地の一部となる場合、残地部分については、他の目的での土地利用がしやすい形状とする。

(9) 本事業に関する契約等

本事業において、本市と事業者が結ぶ主な契約等は以下のとおり予定している。なお、詳細は、募集要項公表時に示す。

- ・土地の貸付に係るもの
- ・民間プール施設の提供業務に係るもの
- ・水泳指導補助業務に係るもの及び児童等の送迎業務に係るもの

(10) 事業スケジュール

本事業の事業スケジュール（契約締結後）は以下のとおり予定している。

表 3-1 事業スケジュール（予定）

| 時 期 | 項 目 |
|---------------------------------------|-----------------------------------|
| 令和4年11月頃 | 契約締結 |
| 令和4年11月頃～令和6年6月頃 | 施設整備（設計建設）、開業準備 |
| 令和6年3月頃 | 民間プール施設利用契約締結 学校水泳授業支援業務委託契約締結 |
| 令和6年7月頃 | 学校水泳授業開始 |
| 令和24年3月末から令和34年3月 末までの間で、事業者が提案した日 | 事業期間終了日 |

(11) 事業期間終了時の条件

事業期間の終了までに事業者は事業用地を原状回復し、退去するものとする。

なお、事業期間終了時において、都市公園としての工事着手や供用開始の見込みがなく、引き続き学校水泳授業の実施場所として、民間プール施設を継続的に利用することが合理的であると判断した場合など、市は、民間プール施設の継続利用を求め、期間の延長又は再契約について協議する場合がある。

4. 事業用地の概要

(1) 事業用地の位置

(仮称) 泉南中央公園は、泉南市役所と南海電鉄樽井駅の間に位置している。



図 4-1 位置図

出典：国土地理院地図

(2) 事業用地の概要

1) 事業用地の概要

事業用地の概要は、表 4-1 のとおりである。

表 4-1 事業用地の概要

| 項目 | 内容 | |
|-------|---|---|
| 所在地 | 大阪府泉南市樽井一丁目 1110 番 3 | |
| 敷地面積 | 5,493.6 m ² (実測値) ※ 隣接する市所有の既存施設のある敷地 (樽井一丁目 1114 番 4) は本事業用地に含めない。 | |
| 土地所有者 | 泉南市 | |
| 法令等 | 都市計画法・建築基準法上の位置付け | 区域区分：市街化区域 用途地域：準工業地域 建ぺい率：60% 容積率：200% 都市計画公園区域 |
| | 泉南市津波避難計画 (令和 2 年 3 月改訂版) | 泉南市津波避難対象地域に該当しない |
| | ため池ハザードマップ (平成 29 年度) | 隣接する本田池の東側が大雨や地震などの災害により決壊した場合、想定される浸水深は 1.0～3.0m 未満、0.5～1.0m 未満、0.5m 未満の区域に該当する |
| | 泉南市みどりの基本計画 (平成 31 年度 3 月) | 長期未着手の泉南中央公園予定地については、整備検討を進めるとともに、その整備には長期間要する可能性があることから、公共性が高く、みどりの機能を備える民間活力を視野に入れた暫定利用も検討することと示されている |

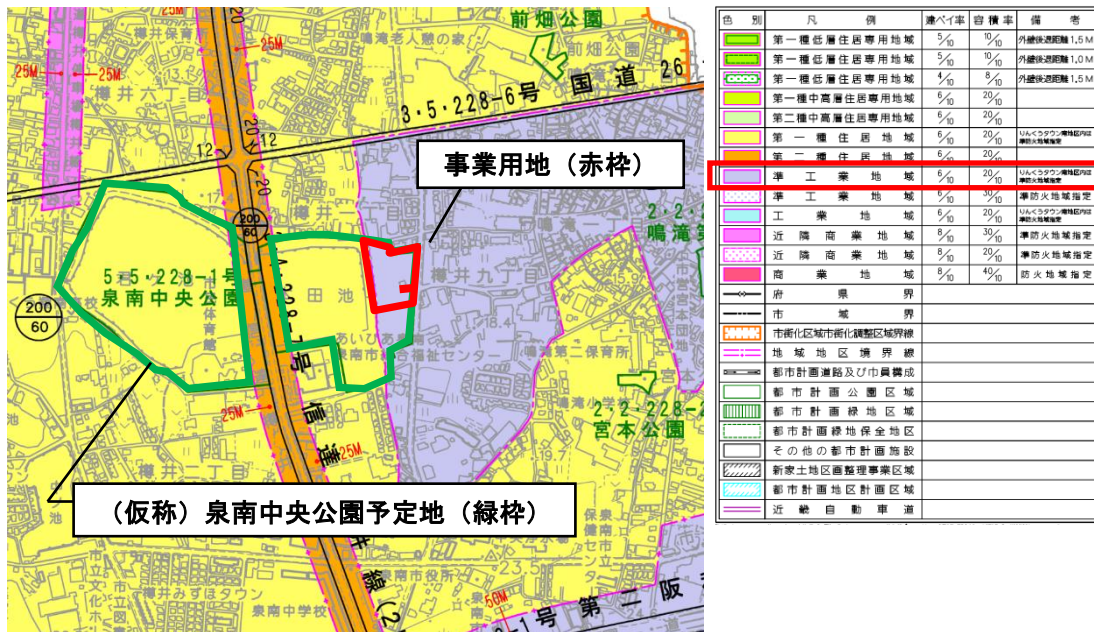


図 4-2 用途地域

出典：泉南市都市計画図 (令和 2 年 10 月)

2) インフラの整備状況

本事業用地のインフラの整備状況は、表 4-2 のとおりである。

表 4-2 インフラの整備状況

| 項目 | 整備状況 |
|-----|---|
| 電気 | 市道市役所前畑線（事業用地東側）からの供給が想定されるが、詳細は、関西電力等の供給事業者を確認のこと |
| 上水道 | 市道市役所前畑線（事業用地東側）下に水道管が埋設されている FCD (A) φ100 1994 |
| 下水道 | 市道市役所前畑線（事業用地東側）下に下水管（雨水、汚水）が埋設されている 雨水：管径 1,500mm、汚水：管径 200mm |
| ガス | 大阪ガスによる都市ガス提供地区に位置している 詳細は、大阪ガス等の供給事業者を確認のこと |

5. 学校水泳授業の実施に係る要件

(1) 民間プール施設の利用に関する要件

1) 学校水泳授業を行うために民間プール施設に求める要件

民間プール施設は、対象となる利用者が、泉南市内にある幼稚園、小学校及び中学校に通う児童等が対象となることを踏まえ、身長が大きく異なる利用者が適切に利用できるような施設とする。

また、1回の利用については、100名程度が同時に水泳授業で利用することも想定していることから、最大で100名程度が1度に利用することを前提とした施設とする。

なお、各施設は、「プールの安全標準指針」「小学校施設整備指針」「中学校施設整備指針」「公益財団法人日本水泳連盟公認プール施設要領」等、必要な基準類に従う又は準拠すること。なお、法令等に違反のない範囲で、効果的な学校水泳授業の実現及び安全性の確保を前提に、これによらない施設とすることを認める場合がある。

① プール施設の機能

学校水泳授業を行う民間プール施設に求める機能は、下表の通りである。

表 5-1 プール施設の機能及び諸室

| 機能 | 諸室 |
|-------|---|
| プール機能 | メインプール、プールサイド、監視室・救護室、更衣室・ロッカー、トイレ、強制シャワー |
| 事務機能 | 事務室 |
| その他 | エントランスホール、倉庫、機械室・電気室 |

② 必要な機能・諸室等及び主な要求事項

学校水泳授業を行うために、本市が求めるプール施設の機能・諸室等及び要求事項は下表のとおりである。

プールの機能、規模等については、この条件を満たすことを前提に、事業者の提案によるものとし、利用者数の確保や、サービスの多様化の観点から、規模の変更や拡張、新たな機能や諸室の追加を妨げない。

表 5-2 プール施設の構成及び主な要求事項

| 機能・諸室等 | 要求事項 |
|-----------|---|
| メインプール | <ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園児及び小中学生が利用するプールを整備すること ・学校水泳授業の1回あたりの最大の利用人数（概ね 100 人程度）の児童等が水泳授業を実施できるプールの広さとすること ・成長過程の児童・園児の身長に合わせて、水深調整を行って利用できるようにすること ・プールの形状、循環方式、熱源等は、事業者の提案に委ねるが、業界団体等の認定品等の利用を行なうなど、品質や安全に十分留意したものとすること ・本市は、概ね以下の大きさのプールを整備することを想定している 大きさ：25m×12.4m 程度 レーン数：6（レーン幅2m） 水深：1.1m 程度 |
| (幼児用プール等) | <ul style="list-style-type: none"> ・本市は、メインプールにて水深調整し園児の水泳授業を行なうことを想定しているが、事業者の提案により、水泳授業を安全にかつ効果的に行なう等の理由で、メインプール以外に幼児用プールや小プール等を設置しても良い |
| プールサイド | <ul style="list-style-type: none"> ・学校水泳授業の1回あたりの最大の利用人数（概ね 100 人程度）の児童等が、準備運動等を行なうために必要な面積を有すること ・本市は、メインプールの面積に対して、2倍以上（620㎡以上）の面積を有するプールサイドを設けることを想定している |
| 監視室・救護室 | <ul style="list-style-type: none"> ・プール全体が見渡せる場所に配置すること ・体調不良を訴えた児童等が一時的に休憩できるスペースとして、監視室・救護室を設置すること |
| 更衣室 | <ul style="list-style-type: none"> ・更衣室は、男子用、女子用を設置し、それぞれ 60 人程度が同時利用できる面積、ロッカーを配置すること ・学校水泳授業においてはロッカーの施錠を行わないで利用することを前提とすること ・男子用・女子用とは別に、配慮が必要な児童等が利用できる更衣室を設置すること |
| トイレ | <ul style="list-style-type: none"> ・100 人が民間プール施設を同時利用することを条件とし、必要な面積、便器数を確保すること ・本市は、男子大便器 2 器、男子小便器 4 器、男子洗面器 2 器、女子便器 4 器、女子洗面器 3 器程度の設置を想定している |
| 強制シャワー | <ul style="list-style-type: none"> ・更衣室からプールサイドへの動線の適正な位置に配置すること |

| 機能・諸室等 | 要求事項 |
|-----------------------------|--|
| エントランスホール （点呼・待機スペースの確保） | <ul style="list-style-type: none"> ・点呼等を行うため、学校水泳授業に訪れた児童等が一時的に待機できるエントランスホール等のスペースを確保すること ※例えば、スイミングスクール等で利用するギャラリースペースを点呼、待機のためのスペースとして兼用してもよい |
| 事務室 | <ul style="list-style-type: none"> ・8名程度が会議を行える広さを事務室等に確保すること ・机、椅子等、会議に必要な備品を設置すること |

2) 水泳授業を行う学校及び対象となる利用者

民間プール施設にて学校水泳授業を行う市立の小学校、中学校、幼稚園（以下、「水泳授業実施校」という。）は表 5-3、表 5-4、表 5-5 に示す通りである。学校水泳授業の対象となる児童・生徒は、令和 3 年度において、小学校 3,092 人、中学校 527 人（水泳授業のある 1 年生のみ）、幼稚園 303 人である。

表 5-3 泉南市立小学校の児童数（令和 3 年 5 月 1 日時点）

| No. | 学校名 | 所在地 | 事業用地までの距離 (車移動の所要時間) | 児童数 (人) |
|-----|--------|------------------|-------------------------|------------|
| ① | 新家小学校 | 大阪府泉南市新家 975 | 4.7km (11 分) | 212 |
| ② | 信達小学校 | 大阪府泉南市信達牧野 705 | 1.2km (5 分) | 614 |
| ③ | 東小学校 | 大阪府泉南市信達金熊寺 553 | 4.7km (10 分) | 94 |
| ④ | 西信達小学校 | 大阪府泉南市岡田 5-24-1 | 2.8km (8 分) | 297 |
| ⑤ | 樽井小学校 | 大阪府泉南市樽井 4-29-1 | 1.8km (5 分) | 483 |
| ⑥ | 雄信小学校 | 大阪府泉南市男里 3-11-1 | 1.9km (6 分) | 192 |
| ⑦ | 一丘小学校 | 大阪府泉南市新家 285-7 | 3.5km (9 分) | 247 |
| ⑧ | 砂川小学校 | 大阪府泉南市信達市場 450-6 | 4.6km (11 分) | 551 |
| ⑨ | 新家東小学校 | 大阪府泉南市兎田 729-3 | 5.2km (14 分) | 163 |
| ⑩ | 鳴滝小学校 | 大阪府泉南市信達市場 1602 | 850m (3 分) | 239 |
| 合計 | | | | 3,092 |

表 5-4 泉南市立中学校の生徒数（令和 3 年 5 月 1 日時点）※ 1 年生のみ

| NO. | 学校名 | 所在地 | 事業用地までの距離 (車移動の所要時間) | 生徒数 (人) |
|-----|--------|-------------------|-------------------------|------------|
| ⑪ | 泉南中学校 | 大阪府泉南市樽井 2-9-1 | 500m (1 分) | 164 |
| ⑫ | 西信達中学校 | 大阪府泉南市岡田 3-24-1 | 2.3km (6 分) | 60 |
| ⑬ | 一丘中学校 | 大阪府泉南市信達市場 543-12 | 2.5km (6 分) | 109 |
| ⑭ | 信達中学校 | 大阪府泉南市信達牧野 34-1 | 2km (7 分) | 194 |
| 合計 | | | | 527 |

表 5-5 泉南市立幼稚園の園児数（令和 3 年 5 月 1 日時点）

| No. | 幼稚園名 | 所在地 | 事業用地までの距離 (車移動の所要時間) | 園児数 (人) |
|-----|---------|------------------|-------------------------|------------|
| ⑮ | くすのき幼稚園 | 大阪府泉南市馬場 1-3-1 | 1km (3 分) | 220 |
| ⑯ | あおぞら幼稚園 | 大阪府泉南市信達大苗代 36-6 | 3.5km (8 分) | 83 |
| 合計 | | | | 303 |

水泳授業実施校は、図 5-1 のとおり分布している。

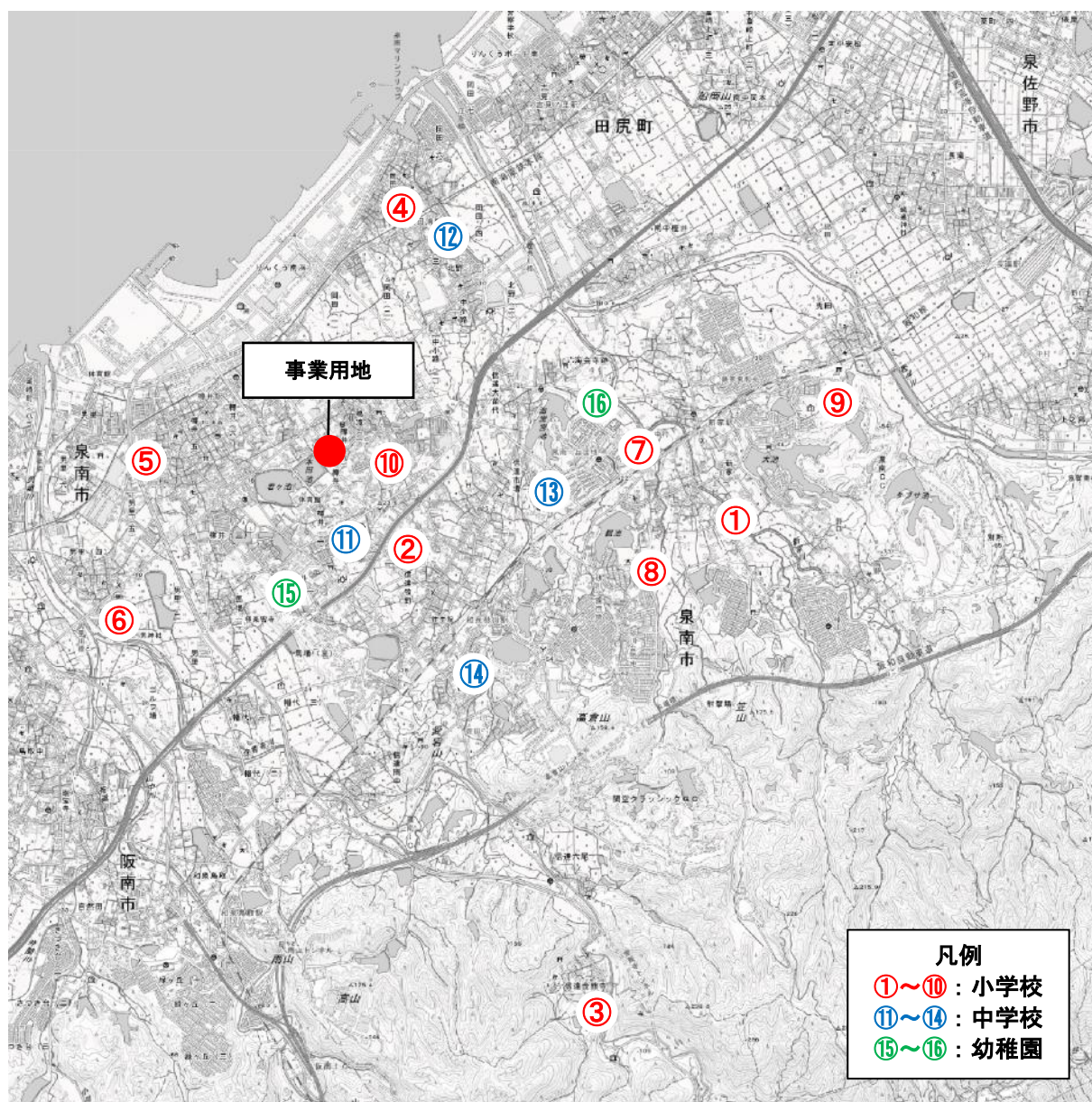


図 5-1 泉南市内の小学校、中学校及び幼稚園の位置

出典：国土地理院地図

3) 学校水泳授業の要件

① 学校水泳授業での利用の考え方

学校水泳授業は、以下の通り利用する予定である。

- ・毎年度 6 月 1 日から 2 月 28 日までの毎週、火曜日から金曜日（夏休み期間、学校行事による振替休日等を除く）9 時 30 分～15 時 30 分までの時間帯（以下、「学校利用枠」という。）において、学校水泳授業を行う。ただし、水曜日の午後は学校利用は行わず、学校利用枠は 12 時 30 分までの時間帯とする。
- ・学校利用枠の設定方法は、各学校の授業時間割の編成方針の変更や社会情勢等の変化

などにより、事業期間中において見直しを行う場合がある。

- ・学校利用枠以外の時間帯については、事業者の裁量で自由に利用可能である。
- ・学校利用枠のうち、学校水泳授業を行う時間帯（以下、「学校水泳授業枠」という。）は、前年度 11 月頃に仮確定し、当該年度 4 月下旬頃に確定する。
- ・6 月以降、学校水泳授業枠とならないことが確定した時間帯については、学校利用枠以外の時間帯と同様に事業者の裁量で自由に利用できるものとする。
- ・学校水泳授業枠においては、一般の利用客の利用は行わないものとするが、規模の大きいプールを整備した場合など、学校水泳授業で利用することを前提としたレーン数を超えて整備した部分については、一般利用客と同時利用することもできる。この場合は、学校水泳授業が一般の利用客の迷惑とならないよう、施設の動線等に配慮を求める。

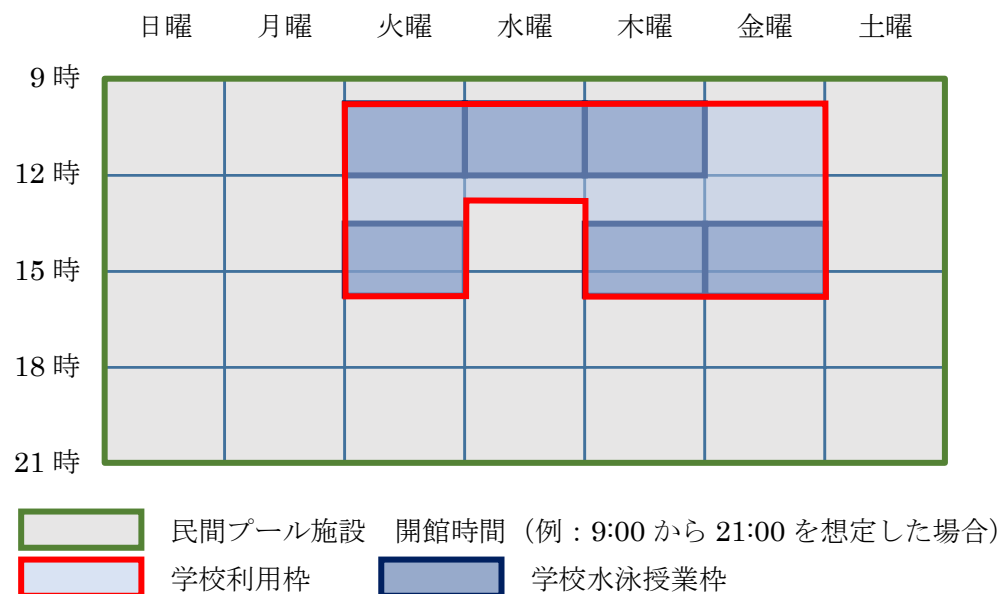


図 5-2 学校利用枠と学校水泳授業枠の関係（1 週間の場合の枠設定イメージ）

(2) 水泳指導補助に関する要件

水泳指導補助においては、以下に示すとおり支援を求める予定である。

- ・小学校学習指導要領解説体育編の内容を基本とし、小中学校及び幼稚園の年間指導計画の学習内容等を基に、各学校と事業者との打合せを踏まえて指導内容を決定し、当該指導内容に基づいて水泳指導の補助を行う。
- ・児童等を泳力別のグループに分け、グループ毎に指導する予定である。事業者は、各グループに専門補助指導員を 1 名以上配置し、各学校の教員とともに水泳指導にあたること。なお、各グループは、10～15 人を目安に編成される予定である。
- ・専門補助指導員には、日本水泳連盟が認定する基礎水泳指導員、日本スイミングクラブ協会が認定する水泳教師資格、その他同等と認められる資格を有する者、または学校水泳授業における指導内容を行うのに十分な指導実績・経験等を有する者を配置すること。

- ・学校水泳授業時は、安全面に十分配慮し、常時2名以上の監視員をプールサイドに配置すること。

(3) 民間プール施設への送迎に関する要件

学校水泳授業を行う際のプールへの送迎は、短時間での移動が求められるため、最大で100名程度が一斉に移動できるように対応する。

6. その他の要件

(1) 施設整備に係るその他の要件

1) 都市計画施設の区域の暫定利用に係る条件

民間プール施設は、事業用地が都市計画施設の区域であることから、都市計画法 53 条に基づく都市計画施設等の区域内における建築として、制約を受ける。

2) みどりの基本計画に従った適切な緑化

事業用地は都市計画区域内に位置し、将来は、本市を代表する公園として整備する予定であり、「泉南市みどりの基本計画」では、以下のように示されている。そのため、民間プール施設を整備する際には緑化に配慮し、良好な景観とするように計画することを求める。

| |
|--|
| 長期未着手の泉南中央公園予定地については、整備検討を進めるとともに、その整備には長期間要する可能性があることから、公共性が高く、みどりの機能を備える民間活力を視野に入れた暫定利用も検討します。 |
|--|

出典：泉南市みどりの基本計画

(2) 運営に係るその他の要件（市民利用に関する協力）

1) 泉南市民の利用への配慮

本市は公共施設としてプール施設を保有していないことから、可能な範囲で、泉南市民が優遇されるような利用内容や利用条件等の配慮を行う。

2) 市民大会等での場所の提供

水泳協会等が実施する市民水泳大会など、地域の水泳やスポーツ振興活動への協力を行う。

7. 民間事業者の選定方法

(1) 選定方法

本事業を実施する民間事業者の募集にあたっては、公募型プロポーザル方式を採用することを予定している。

(2) 選定スケジュール

現在想定している事業者の選定スケジュールは、以下のとおり予定している。

表 7-1 事業者選定スケジュール（予定）

| 項目 | 日程（予定） |
|------------------|---------------------------|
| 募集要項等公表 | 令和4年4月28日（木） |
| 募集要項等に関する質問受付期間 | 令和4年5月9日（月）～令和4年5月20日（金） |
| 質問への回答（予定） | 令和4年6月1日（水） |
| 第一次審査書類の受付 | 令和6年6月13日（月）～令和4年6月17日（金） |
| 第一次審査書類の審査 | 令和6年6月下旬 |
| 第一次審査結果通知 | 令和6年6月下旬 |
| 第二次審査書類の受付 | 令和4年8月24日（水）～令和4年8月26日（金） |
| プレゼンテーション及びヒアリング | 令和4年10月上旬 |
| 優先交渉権者等の決定 | 令和4年10月上旬 |
| 優先交渉権者との協議 | 令和4年10月頃 |
| 基本契約締結 | 令和4年11月頃 |

以上